日本女子大学人材養成・教育研究上の目的に関する規程

平成22年４月１日
制定

改正　平成26年４月１日　2022年４月１日
2023年４月１日　2024年４月１日
2025年４月１日

（趣旨）

第１条　この規程は、日本女子大学学則第１条第２項に基づき、各学部・学科・課程等の人材の養成に関する目的、教育研究上の目的を定めたものである。

（家政学部）

第２条　家政学は人間の生活を科学する実践的総合科学である。家政学部では生活の科学を学び、生きる力を養うとともに、生活の質を向上させ社会をより豊かにする力を持ち、人類の健康、安全、福祉に貢献したいという意欲あふれる女性を育成することを目的とする。

２　児童学科は、子どもの成長・発達や子どもを取り巻く環境を総合的に研究し、実際に子どもと触れ合うことを通して理解を深め、理論と実践をバランスよく学ぶことにより、子どもに関する問題を解決できる人材を養成することを目的とする。

３　食物学科は、食品、調理、栄養、医学など食関連諸科学を学び研究し、その専門知識と技能、考察力をもって、人々の健全な食生活の推進と健康の維持増進、疾病の治療に寄与し、食に関する問題の解決を目指して社会に貢献できる人材を養成することを目的とする。

４　住居学科は、住宅から公共建築、都市にいたるまでのあらゆる生活空間を学術・技術・芸術的側面から学び、生活者の視点から、安全でかつ健康的な建築・都市・生活環境の計画・デザインを通して社会に貢献できる人材を養成することを目的とする。

５　被服学科は、さまざまな環境に生きる人の生活を、より安全に快適に豊かに楽しくする役割を担う被服を、科学的・文化的視点から総合的に解明し、新しい時代の衣生活を創造する能力を持ち、被服を通して社会に貢献できる人材を養成することを目的とする。

６　家政経済学科は、時代とともに複雑化する生活の諸問題について、経済学を基に家政学や政治学・法学、経営学等の成果も取り入れて分析・研究・考察し、その解決方法を探るとともに、自ら問題を発見し解決していくことのできる人材を養成することを目的とする。

（家政学部通信教育課程）

第３条　通信教育課程では、家政学部の教育上の目的に則り、人間が生きるために欠かせない衣・食・住のあり方について、また子どもの環境について総合的に科学し、専門的に学修した知識を実生活や職場で役立てることのできる人材を育成することを目的とする。

２　児童学科は、子どもの成長・発達や子どもを取り巻く環境を総合的に研究し、実際に子どもと触れ合うことを通して理解を深め、理論と実践をバランスよく学ぶことにより、子どもに関する問題を解決できる人材を養成することを目的とする。

３　食物学科は、食品、栄養、調理を中心とした食と生活にかかわる諸科学を広く学び、食についての正しい科学的知識を修得し、その知識を生活及び社会において人々の健全な食生活の推進と健康の維持増進のために活かして社会に貢献できる人材を養成することを目的とする。

４　生活芸術学科は、被服学と住居学について科学的・文化的・芸術的な側面から総合的に理解を深

め、広い視野と専門的知識を生かして生活環境の問題解決と向上のために考え、実践する力をもった人材を養成することを目的とする。

（文学部）

第４条　文学部は、日本並びに諸外国の文学・言語・歴史の探究を通して自己と世界についての認識を深め、単なる実用性にとどまらず、より高度な学問的追究と批評精神をもって新しい文化の創造に貢献する自立した女性を育成することを目的とする。

２　日本文学科は、日本語及び日本文学を探究し、国際社会において日本文化の伝統を伝える担い手として、広く社会に貢献できる人材、高度の専門的研究の基礎となる知識・方法論を身につけ、学問の発展に寄与できる人材を養成することを目的とする。

３　英文学科は、英語による円滑なコミュニケーション能力と確かな文章表現力を養成し、英語の原文資料を通して、英語圏の文学・言語・文化・社会についての知識を深めていく。その上で、英語圏とは異なる視点に立脚した鋭い批判力と深い思考力を養い、広い視野と独創性、英語による力強い発信力を兼ね備えた国際人を養成することを目的とする。

４　史学科は、さまざまな地域や時代の歴史事象を探究することにより、多様な人間存在への考察を深めるとともに、膨大な歴史情報をまとめ上げるための思考力を身につけ、広い視野から現代世界を認識できる人材を養成することを目的とする。

（人間社会学部）

第５条　人間社会学部は、人間の視点から社会を、社会の視点から人間を、多様なアプローチのもとで専門的・実践的かつ総合的に学び、人間と社会についての幅広い教養と深い学識を身につけた意欲ある女性を育成することを目的とする。

２　現代社会学科は、身の周りから国際社会まで、多様な視点から現代社会を見つめ、問題意識をもつ感性、現場を調査する能力、情報を処理する能力、社会現象を深く分析する能力を養い、社会問題の解決に資する人材を養成することを目的とする。

３　社会福祉学科は、社会福祉に関する多彩な学問を広く深く学び、人間尊重の精神と社会・文化に関する深い教養を養うとともに、柔軟な思考で「共生社会」をつくり、多様化する社会問題に対して新しい福祉の創造に意欲をもつ人材を養成することを目的とする。

４　教育学科は、家庭、学校、社会における教育の営みについて理論的・実践的な理解を深め、人間形成について広い知識と深い洞察力を身につけ、併せて理論や洞察を実証的に確かめる方法と技術を修得した人材を養成することを目的とする。

５　心理学科は、人間の心理についての幅広い教養と深い学識を養い、現代社会が抱える多様な心の問題を科学的・実践的に探求し、解決し得る専門的な知識と能力を備え、豊かな感性をもって対応できる人材を養成することを目的とする。

６　文化学科は、文化の生まれてくる背景を考えながら他民族、他国、他者の文化を掘り下げて理解するとともに、自国の文化や地域の文化に対する認識をも深め、国際的な視野をもって社会で活躍できる能力、独創的なものに挑戦できる創造力をもった人材を養成することを目的とする。

（理学部）

第６条　理学部は、実験的及び理論的な訓練を土台とした自然科学教育により、自然の真理を探求する論理的思考能力と創造力、そして複雑な現象に隠されている原理を発見し応用する力を兼ね備えた、自立した女性を育成することを目的とする。

2　数物情報科学科は、数学あるいは物理学、及びこれらに密接に関連する情報分野の基礎を確実に身につけ、高度な論理性と広い科学的見識で問題解決にあたり、社会の各方面で活躍できる自立した人材を養成することを目的とする。
3　化学生命科学科は、化学、生物学、並びに両者の融合分野である分子生命科学の教育・研究を通じて、社会における様々な局面で求められる的確な問題解決能力をもち、多様な分野で活躍できる人材を養成することを目的とする。

（国際文化学部）
第７条　国際文化学部国際文化学科は、様々な地域や研究領域に存在する問題を自らつかみとり、それを国際的視野や学術的知見に基づいて理解・把握し、他者と協力しながら解決を模索することを通して、新たな文化や社会の構築に主体的にかかわることができる人材を養成することを目的とする。

（建築デザイン学部）
第８条　建築デザイン学部・建築デザイン学科は、住居学及び建築学の視点から住居から都市までの生活環境を総合的に理解し、住生活を包含する豊かな環境をデザインできる専門性の高い人材の養成を目的とする。

（食科学部）
第９条　食科学部は、「食」が有する多様性を理解し、各学科の専門的知識をもって社会に貢献することができる力と、日々の生活や社会を客観的に把握し、自ら問題を発見し、様々な人と協働して解決に向かうことができる力を養い、「食」についての正しい科学的知識を修得し、それらを「食」に関する様々な問題の解決に応用できる人材を養成することを目的とする。
2　食科学科は、生活や社会へ及ぼす食物の影響を説明でき、「食」に関する様々な問題の解決に必要な能力を養い、食に関する基礎科学的及び専門的知識を身につけ、食科学に関わる研究者、開発者　として多職種と連携して社会貢献できる人材、グローバルな視点から食物を総合的に理解するスペシャリストとして必要な知識・技能を有する人材を養成することを目的とする。
3　栄養学科は、人々の健康増進と「Well-being」に積極的に関わり、また多職種と協働しながら疾病治療等に当たる医療従事者としての自覚を持ち、食育はじめ「食」に関する多方面での社会参画しうる力を養い、自発的な学修意欲を持ち続け、専門的知識及び技術を有し、科学的根拠に基づく栄養管理を通じて、人々の健康増進や疾病の予防・治療に貢献する管理栄養士を育成するための教育を展開し、管理栄養士という国家資格を取得するために必要な知識と応用力を有する人材、管理栄養士として様々な領域で社会貢献できる専門家を養成することを目的とする。

（食科学部通信教育課程）
第10条　通信教育課程では、「食」が有する多様性を理解し、専門的知識をもって社会に貢献することができる力と、日々の生活や社会を客観的に把握し、自ら問題を発見し、様々な人と協働して解決に向かうことができる力を養い、「食」についての正しい科学的知識を修得し、それらを「食」に関する様々な問題の解決に応用できる人材を養成することを目的とする。
2　食科学科は、生活や社会へ及ぼす食物の影響を説明でき、「食」に関する様々な問題の解決に必要な能力を養い、食に関する基礎科学的及び専門的知識を身につけて社会貢献できる人材、グローバルな視点から食物を総合的に理解するスペシャリストとして必要な知識・技能を有する人材を養

成することを目的とする。

（改廃）

第11条　この規程の改廃は、大学執行部会議の議を経て、学長が行う。

附　則

この規程は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（英文学科の文言見直しに伴う変更）

この規程は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（学科名称変更及び教学マネジメント組織の変更に伴う改正）

この規程は、2022年４月１日から施行する。

附　則（国際文化学部設置等に伴う改正）

この規程は、2023年４月１日から施行する。

附　則（建築デザイン学部設置に伴う改正）

この規程は、2024年４月１日から施行する。

附　則（食科学部及び食科学部通信教育課程設置に伴う改正）

この規程は、2025年４月１日から施行する。